



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2020年8月発行 全国保険医団体連合会編

届出医療の活用と留意点

2020～2021年度版

全国保険医団体連合会発行 B5判 1,387ページ
会員価格 4,800円(定価 6,000円) ※税・送料込み

地方厚生局への届出が必要な医科点数を解説!
複雑な基準を日常管理チェック表で管理できる!!

すべての届出医療を掲載

- 届出医療は、算定要件や人員基準についての細かい要件を整えなければなりません。本書では、複雑な届出医療について、その留意点、届出にあたってのチェック事項、日常管理のためのチェック事項等を、わかりやすく解説しています。本書で日常管理すれば適時調査も怖くありません。
- 算定するに当たって届出を行う必要がなくなった点数もありますが、基準を満たすことは求められています。本書ではそれらを整理して記載をしています。
- 病院・有床診療所はもちろん、入院外の届出医療の具体的内容も記載されていますので、無床診療所でも十分ご活用いただける内容です。

■主な内容■

- ◆届出の方法と適時調査の概要
- ◆届出医療の活用の際に求められる施設基準 ◆入院外・入院の届出医療の具体的内容(届出の書類、届出チェック表、日常管理チェック表)
- ◆酸素の価格の届出 ◆入院時食事療養・生活療養 ◆医療療養病床と介護療養病床の併設の取扱い
- ◆保険外負担の取り扱い ◆参考資料(7月定例報告、常勤医師等の取扱について など)

連絡先:一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (4,800円(会員価格) or 6,000円(定価)) = 合計 (_____)円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

5. 院内掲示義務等

院内掲示については、①厚生労働大臣が定める掲示事項、②施設基準、③点数表の算定要件、④医療法などにおいて、下記の通り院内掲示等が義務付けられています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係
同省令第7条において、保険医療機関は、見やすい箇所に保険医療機関である旨を標示しなければならないとされています。

当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

(1) 入院基本料に関する事項

入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）を掲示します。また、複数の病棟間で傾斜配置をしている場合は、各病棟の配置状況を掲示します。

(掲示例)

- ① 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 7 を算定している病院の例

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。
- ・深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

※複数の病棟間で傾斜配置をしている場合は、各病棟の看護要員の配置数を例示します。

- ② 有床診療所入院基本料 1 を算定している診療所の例

当診療所には、看護職員が 7 人以上勤務しています。

(2) DPC / PDPS 算定病院

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数 I、機能評価係数 II 及び激変緩和係数別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院（DPC / PDPS 算定病院）であることを掲示します。

(3) 地方厚生局長等へ届け出た全ての届出医療

各種施設基準及び入院時食事療養（I）又は入院時生活療養（I）の基準に適合するものとして届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示します。具体的には、届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等をわかりやすく掲示します。

(掲示例)

- ① 各種施設基準を届け出た場合の例

当院は以下の施設基準に適合するものとして〇〇厚生局長に届出を行なっています。

(施設基準名称)	(届出受理年月日)	(届出受理番号)
・外来緩和ケア管理科	〇年〇月〇日	(外緩) 第〇〇号
・ニコチン依存症管理科	〇年〇月〇日	(ニコ) 第〇〇号
・薬剤管理指導科	〇年〇月〇日	(薬) 第〇〇号
⋮	⋮	⋮

- ② 入院時食事療養（I）に係る食事療養を実施している病院の例

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

※療養病床については、「入院時食事療養（I）」を、「入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）」とします。

第 2 節 入院の届出・管理に必要な計算式

1. 入院基本料の届出に必要な計算の方法（病院・診療所）

1 入院基本料の届出の際に必要な計算（病院・診療所）

入院基本料の届出にあたっては、看護職員の配置や平均在院日数等の計算が必要である。以下に入院基本料の届出にあたって必要な計算項目を整理した。

(1) 一般病棟

① 入院基本料（月平均夜勤時間超過減算を含む）の届出に必要な計算

入院基本料の届出にあたっては、ア～オの全ての計算が必要である。該当する病院はカ～キの計算も必要である。なお、下記の※は、月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を含む。

ア 「入院患者数」

イ 「入院患者数に対する月平均 1 日当たり必要看護職員数及び配置数」

- a 急性期一般入院料 1[※]は、入院患者 7 人に対して常時看護職員 1 人以上
- b 急性期一般入院料 2～7[※]は、入院患者 10 人に対して常時看護職員 1 人以上
- c 地域一般入院料 1、2[※]は、入院患者 13 人に対して常時看護職員 1 人以上
- d 地域一般入院料 3[※]は、入院患者 15 人に対して常時看護職員 1 人以上

ウ 「正看比率」

- a 急性期一般入院料 1～7、地域一般入院料 1、2 入院基本料[※]については、必要最小看護職員数に占める看護師数の割合が 7 割以上
- b 地域一般入院料 3[※]については、必要最小看護職員数に占める看護師数の割合が 4 割以上

エ 「平均夜勤時間数」

夜勤時間帯に従事した看護職員 1 人当たりの月平均夜勤時間数が 72 時間以下（月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を除く）

オ 「平均在院日数」

- a 急性期一般入院料 1[※]は、平均在院日数が 18 日以内
- b 急性期一般入院料 2～7[※]は、平均在院日数が 21 日以内
- c 地域一般入院料 1、2[※]は、平均在院日数が 24 日以内
- d 地域一般入院料 3[※]は、平均在院日数が 60 日以内

カ 「重症度、医療・看護必要度の基準を満たす入院患者割合」

	一般病棟用の重症者、医療・看護必要度を満たす患者の割合	
	I	II
急性期一般入院料 1	3 割 1 分	2 割 9 分
急性期一般入院料 2	2 割 8 分	2 割 6 分
急性期一般入院料 3	2 割 5 分	2 割 3 分
急性期一般入院料 4	2 割 2 分	2 割
急性期一般入院料 5	2 割	1 割 8 分
急性期一般入院料 6	1 割 8 分	1 割 5 分